

16 母性健康管理と女性の就業制限

母性と子育てのための就業制限とは

次代を担う子どもを産み育てる母性を保護することは重要です。そのため労働基準法や男女雇用機会均等法において、女性労働者の妊娠・出産などに関する労働条件を定めています。

母性健康管理

妊産婦(妊娠中及び産後1年を経過していない女性)が母子保健法の規定による健康診査や保健指導を受診できるよう必要な時間を確保することができるようにならなければなりません。また、妊産婦が医師などから指導を受けて申し出た場合は、次のような措置をとらなければなりません。

- ①妊娠中の通勤緩和
 - ②妊娠中の休憩
 - ③妊娠中または出産後(1年以内)の症状に対する措置(作業の制限、勤務時間の短縮、休業等)
- ※主治医が行った指導事項の内容を事業主に的確に伝えるために「母性健康管理指導事項連絡カード」があります。

女性の就業制限

以下のような女性の就業制限が定められています。詳しくは厚生労働省ホームページ等をご確認ください。

女性の就業制限 検索

- ①時間外労働、休日労働および深夜業の制限
- ②軽易業務への転換
- ③変形労働時間制の適用制限
- ④危険有害業務の就業制限および坑内労働の原則禁止
- ⑤産前産後休暇
- ⑥育児時間
- ⑦生理休暇



Q&A 女性の就業制限に関する疑問

●産前産後休業はいつから取得できる？

出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)から取得することができます。また、出産後8週間は女性労働者を業務に就かせることはできません。(ただし、産後6週間を経過した女性が請求した場合において、その者を医師が支障がないと認めた業務に就かせることは差し支えありません。)

●育児時間っていつまで、どれくらい取れる？

勤務時間の始めや終わりに請求してもいい？

生後満1歳未満の子どもを育てる女性は、休憩時間のほか、1日2回各々少なくとも30分の育児時間を請求できます。

育児時間は、勤務時間の始めや終わりにも請求できます。

●産前産後休業中に賃金はもらえる？

産前産後休業中の賃金については、法律上規定がないため、有給か無給とするかは会社の取り決めによります。

女性の就業制限に関するお問い合わせ・ご相談

P.52 MAP D-1	福岡労働局総合労働相談コーナー 博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4F指導課内	TEL 411-4764
P.54 MAP H-1	福岡中央総合労働相談コーナー 中央区長浜2-1-1 福岡中央労働基準監督署内	TEL 761-5600
P.51 MAP A-1	福岡東総合労働相談コーナー 東区香椎浜1-3-26 福岡東労働基準監督署内	TEL 687-5342
母性健康管理に関するお問い合わせ・ご相談		
P.52 MAP D-1	福岡労働局雇用環境・均等部指導課 博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4F	TEL 411-4894